

インドネシア共和国

運輸大臣

輸送手続きサービスの実施と事業に関する
運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の第二次改正に関する
インドネシア共和国運輸大臣規則 2015 年第 PM146 号

唯一なる神の恩恵のもとに

インドネシア共和国運輸大臣は

- a. 輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の改正に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM78 号が制定されたこと；
 - b. 法的確実性及び輸送手続きサービス営業許可を管理するために、輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号を再度補完する必要があること；
 - c. a 項と b 項で意図する検討に基づき、輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の第二次改正に関する運輸大臣規則の制定が必要であること
- を検討し、
1. 地方行政に関する法律 2014 年第 23 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国追加官報第 4437 号）；
 2. 航海に関する法律 2008 年第 17 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 64 号、インドネシア共和国追加官報第 4849 号）；
 3. 投資法に関する 2007 年法律第 25 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 67 号、インドネシア共和国追加官報第 4724 号）；
 4. 政府と自治地域としての州の権限に関する政令 2000 年第 25 号（インドネシア共和国官報 2000 年第 54 号、インドネシア共和国追加官報第 3952 号）；
 5. 政令 2011 年第 22 号（インドネシア共和国官報 2011 年第 43 号、インドネシア共和国追加官報第 5208 号）へ改正された海運に関する政令 2010 年第 20 号（インドネシア共和国官報 2010 年第 26 号、インドネシア共和国追加官報第 5108 号）；
 6. 国務担当省組織に関するインドネシア共和国大統領規則 2015 年第 7 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 8 号）；
 7. 運輸省に関する大統領規則 2015 年第 40 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 75 号）；
 8. 運輸大臣規則 2013 年第 PM68 号へ改正された運輸省の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2010 年第 KM60 号（インドネシア共和国官報 2013 年第 1113 号）；
 9. 主要港長事務所の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2012 年第 PM34 号（インドネシア共和国官報 2012 年第 627 号）；
 10. 主要港湾当局事務所の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2012 年第 PM35 号（インドネシア

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

共和国官報 2012 年第 628 号)；

11. 海運の実施と事業に関する運輸大臣規則 2013 年第 PM93 号 (インドネシア共和国官報 2013 年第 1523 号)；
12. 輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号 (インドネシア共和国官報 2015 年第 555 号)；
13. 輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の改正に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM78 号 (インドネシア共和国官報 2015 年第 733 号)；

を鑑み、

**輸送手続きサービスの実施と事業に関する
運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の第二次改正
を決定する。**

第 1 条

輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の改正に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM78 号 (インドネシア共和国官報 2015 年第 733 号) のいくつかの規定を以下の通り改正する：

1. 第 5 条の規定を改正し、第 5 条を次の通りとする：

第 5 条

輸送手続きサービス活動を実施できるようにすべく、以下が発行する輸送手続きサービス企業営業許可を取得することが義務付けられる。

- a. 国内企業の輸送手続きサービスは当該州知事；および
- b. (合弁企業) 及び外国投資企業の輸送手続きサービスは投資調整庁

2. 第 6 条第 (2) 文の規定を改正し、次の通りとする：

第 6 条

- (1) 第 2 条(2)項の意図する貨物の発送および受取事業活動を行う輸送手続きサービス企業は輸送手続きサービスの営業許可を取得することが義務付けられる。
- (2) (1)項の意図する輸送手続きサービスの営業許可とは、会社所在地の州知事が付与したものであり、当該企業が事業を行っている間インドネシア全土で有効なものである。
- (3) (2)項の意図する営業許可は以下の条件を満たしたうえで付与される：
 - a. 事務手続き条件；および
 - b. 技術的条件。
- (4) (3)項 a 号の意図する事務手続き条件には以下が含まれる：
 - a. 企業の設立証書があること；
 - b. 企業の納税者番号があること；

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- c. 会社所在地証明書があること；
- d. 責任者がいること；
- e. 最低資本金 250 億ルピアで、少なくとも資本金の 25%は払い込みをし、公式な払込証明書によりその全額を払い込む、または公認会計士事務所が監査していなければならない。
- f. 少なくとも航海／海洋／航空／運輸／IATA Diploma／FIATA Diploma の分野で D III、税関／港湾専門の証書を持ったロジスティックの学士(S1)を持ったインドネシア人専門家。
- g. 会社所在地証明があること；及び
- h. 当地の港湾管理者および輸送・ロジスティック手続きサービス分野の業界団体からの書面による推薦書／意見書があること。

(5) (3)項 b 号の意図する技術的条件には以下が含まれる：

- a. オフィスを所有している、および／または掌握していること；
- b. ソフトウェアとハードウェアのシステムファシリティおよび技術進歩に適った陸運／海運／空運／鉄道輸送の情報システムと統合された情報システムとコミュニケーションシステムを有していること。

3. 第 7 条の規定を改正し、第 7 条を次の通りとする：

第 7 条

- (1) 共同企業体（ジョイントベンチャー）および外国投資企業が輸送手続きサービス事業を行う場合、投資調整庁が決定する営業許可を有することが義務付けられる。
- (2) 外国投資企業の地位を有する輸送手続きサービス企業は大臣及び関係政府当局に報告することが義務付けられる。

4. 第 8 条の規定を改正し、第 8 条を次の通りとする：

第 8 条

- (1) (合弁企業) 及び外国投資企業の地位を有する輸送手続きサービス企業は第 6 条(3)項 a 号の意図する事務手続き条件があり、それには以下が含まれる：
 - a. 法務人権省が公式化した公証人からの会社設立証書；
 - b. 払込および拠出証明；
 - c. 納税者番号(NPWP)および税務総局からの登録証明書(SKT)；
 - d. 会社所在地証明書；
 - e. 投資調整庁からの投資基本許可を取得し、最低投資額 1000 万米ドルで、少なくとも資本金の 25%は払い込みをし、公式な払込証明書によりその全額を払い込む、または公認会計士事務所が監査していなければならない；
 - f. 商業省からの企業登録証；
 - g. 株主の、法務人権省からの暫定在留許可証明；

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- h. 労働移住省からの外国人労働者雇用許可；
 - i. 少なくとも航海／海洋／航空／運輸／IATA Diploma／FIATA Diploma の分野で D III、税関／港湾専門の証書を持ったロジスティックの学士(S1)を持ったインドネシア人専門家。
 - j. 当地の港湾管理者および商工会議所(KADIN)に登録されている輸送・ロジスティック手続きサービス分野の業界団体からの書面による推薦書／意見書があること。
- (2) 外国投資企業の地位を有する輸送手続きサービス企業は第6条(3)項b号の意図する技術的条件があり、それには以下が含まれる：
- a. オフィスを所有している、および／または掌握していること；
 - b. ソフトウェアとハードウェアのシステムファシリティおよび技術進歩に適った陸運／海運／空運／鉄道輸送の情報システムと統合された情報システムとコミュニケーションシステムを有していること。
- (3) 共同企業体（ジョイントベンチャー）で外国投資企業の形をとる営業許可取得企業は政府の規定により、クアラ・ナム、スカルノ・ハッタ、ジュアンダ、ハサヌディン、イ・グスティ・ングラ・ライの主要空港とベラワン、タンジュン・プリオク、タンジュン・ペラック、マカッサルの主要港においてのみ輸送手続きサービス活動を行うことができる。
- (4) 共同企業体（ジョイントベンチャー）の資本保有限度は投資法の規定に則る。

5. 第9条と第10条の間に第9a条を挿入し、次の通りとする：

第9a条

- (1) 輸送手続きサービス営業許可を得るべく、企業体は輸送手続きサービスの業界団体からの意見と第6条(4)項と第7条(1)項の意図する要件たる書類を得たのち、港湾管理者および／または港湾のない州地域ではその他の輸送当局からの推薦状を添付してこの運輸大臣規則と不可分の添付例1aのフォーマットを用いて投資調整庁に申請書を提出する。
- (2) (1)項の意図する申請書に基づき、投資調整庁は申請書をすべて揃った形で受領してから最長14営業日以内に輸送手続きサービス営業許可申請書の諸条件を精査する。
- (3) (2)項の意図する諸条件の精査の結果、申請書が条件をまだ満たしていない場合、投資調整庁は書面により申請者がこの運輸大臣規則と不可分の添付例2aのフォーマットを用いて条件を満たすよう申請書を差し戻す。
- (4) (3)項の意図する差し戻された申請書は、申請書が揃ったのちに投資調整庁に対して再度提出することができる。
- (5) (2)項の意図する諸条件の精査の結果、申請書が条件を満たしていた場合、投資調整庁はこの運輸大臣規則と不可分の添付例3aのフォーマットを用いて輸送手続きサービス営業許可を発行する。

6. 第19条第(3)文の規定を改正し、第19条を次の通りとする：

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 19 条

- (1) 輸送手続きサービス営業許可を取得している輸送手続きサービス企業は第 13 条に規定する義務を怠った場合、行政処分が科せられる。
- (2) (1)項の意図する行政処分とは以下のとおりである：
 - a. 書面による警告；
 - b. 許可の凍結；および／または
 - c. 許可の取り消し。
- (3) (2)項の意図する行政処分は権限に従い投資調整庁と州知事が科すものである。

7. 第 20 条の規定を改正し、第 20 条を次の通りとする：

第 20 条

- (1) 第 19 条(2)項 a 号の意図する書面による警告の行政処分は、この運輸大臣規則と不可分の添付例 8 a、例 9 a および例 10 a に従い 30 日間の間隔をおいて 3 回にわたって科すものとする。
- (2) 3 回目の書面による警告期間が過ぎても許可保有者が義務を遂行しない場合、許可凍結の行政処分が科せられる。
- (3) (2)項の意図する許可の凍結はこの運輸大臣規則と不可分の添付例 11 a に従い 30 日間にわたって科せられる。
- (4) (3)項の意図する許可凍結の期間が過ぎても許可保有者が義務を遂行しない場合、この運輸大臣規則と不可分の添付例 12 a に従い許可を取り消す。

第 II 条

この運輸大臣規則は立法化された日付より発効する。

全ての人々が認識すべく、この運輸大臣規則の立法化をインドネシア共和国官報に記載することを命じる。

2015 年 10 月 1 日

ジャカルタにて制定

インドネシア共和国運輸大臣

[署名]

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

イグナシウス・ジョナン

2015年10月20日
ジャカルタにて立法化

インドネシア共和国法務人権省
法務局長

[署名]

ウィドド エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2015 年第 1539 号

写しは原本のとおりである
法務・国際協力局長

(署名)

スリ・レスタリ・ラハユ

第1級指導員 (IV/c)

公務員番号：19620620 198903 2 001

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

インドネシア共和国
改正大臣規則添付
番号：2015年PM146号
日付：2015年10月1日

例 1a

番号： _____ (作成地)、日付
添付： ジャカルタ、
投資調整庁御中
件名： 輸送手続きサービス営業許可の申請

1. 輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則第：PM____号____年に配慮し、本状をもって輸送手続きサービス営業許可を申請致します。
2. 検討材料として、申請に必要な以下の必要書類を提出致します。
 - a. 法務人権省が公式化した公証人からの会社設立証書;
 - b. 資本金払込および拠出証明;
 - c. 納税者番号(NPWP)および税務総局からの登録証明書(SKT);
 - d. 会社所在地証明書;
 - e. 投資調整庁からの投資基本許可を取得し、最低投資額 1000 万米ドルで、少なくとも資本金の 25%は払い込みをし、公式な払込証明書によりその全額を払い込む、または公認会計士事務所が監査していなければならない;
 - f. 商業省からの企業登録証;
 - g. 株主の、法務人権省からの暫定在留許可証明;
 - h. 労働移住省からの外国人労働者雇用許可;
 - i. 少なくとも航海/海洋/航空/運輸/IATA Diploma/ FIATA Diploma の分野で D III、税関/港湾専門の証書を持ったロジスティックの学士(S1)を持ったインドネシア人専門家;
 - j. 当地の港湾管理者および輸送・ロジスティック手続きサービス分野の業界団体からの書面による推薦書/意見書があること
3. 当社からの申請は以上です。許可が下りた暁には、当該分野におけるあらゆる現行法を遵守することを表明します。

申請者

PT. _____

(署名)

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(氏名)
代表取締役

複写：

1. 運輸大臣
2. 運輸省局長各位
3. 空港当局／港湾当局／港長港湾当局／港湾実施ユニット

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。
また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

例 2a

作成地、日付

番号：

添付：

件名：輸送手続きサービス営業許可の却下

PT. (会社名)

代表取締役殿

1. 輸送手続きサービス営業許可の申請に関する申請書第_____日付_____について、本状をもって、以下の理由により貴社の申請を却下することを通知します。
 - a.
 - b.
 - c.
2. 上記第1文に関連し、貴社は規定の要件を満たした後に新たな申請書を申請することが出来ます。
3. 以上、ご了承の程宜しくお願い致します。

投資調整庁長

.....
職員番号.....

複写：

1. 運輸大臣
2. 運輸省局長各位
3. 空港当局／港湾当局／港長港湾当局／港湾実施ユニット

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。
また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

例 3a

投資調整庁

輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT)

(_____ に関する運輸大臣令 _____ 号 _____ 年に基づく)

PT. _____ からの申請書第 _____ 日付 _____ に基づき、以下に対し、輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) を付与する。

会社名 :
会社住所 :
オーナー／責任者名 :
オーナー／責任者住所 :
納税者番号 :
会社ステータス :

輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) 保有者の義務は以下の通りである。

1. 営業許可において規定する規定を実施すること；
2. 営業許可の発行後、遅くとも3ヶ月までに継続的な事業活動を実施すること；
3. 海運に関する法令及びその他の法令を遵守すること；
4. 許可の発行者と港湾管理者または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局に対し、遅くとも翌月の10営業日までに貨物の発送および受取活動の月間報告書を提出すること；
5. この運輸大臣規則と不可分の添付例に従い、遅くとも当年の2月1日までに年次事業活動報告書を許可発行者へ報告し、その写しを港湾管理者及び／または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局に送付すること；
6. 会社の営業許可におけるデータに変更がある場合、書面により許可発行者に対して報告し訂正すること；および
7. 輸送手続きサービス会社の支店を開設する場合には都度、許可を付与した職員に対し書面にて報告すること。

この輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) は、営業許可の保有者が営業許可書の義務を果たさない場合及び／または営業活動に関わる犯罪行為を犯し、会社が権限を持つ当局の決定に基づき解散を表明する場合に取消すことが出来る。

この営業許可書は当該企業が営業活動を継続する間、.....州の.....港において有効である。

決定地 :
日付 :

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

責任者

投資調整庁長

(氏名)

*)不要なものにマークすること。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。
また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

例 8a

作成地、日付

番号：

添付：

件名：第一次警告書

PT. (会社名)

代表取締役殿

(会社住所)

1. (月 日) 付、PT. (会社名) 荷役会社営業許可書 (SIUPBM) 第 号 について、
 に関する運輸大臣規則第 PM 号 年に配慮し、本状をもって、
 貴社が第 条第 文の義務を果たしていないことを通知する。即ち、
 「
 _____」
2. _____ に関する運輸大臣規則第 PM 号 年の第 条第 文及び
 第 文に基づき、本状の発行後 1 ヶ月以内に貴社が上記第 1 文で述べる義務を果たさ
 ない場合には、現行法の規定に従い更なる処分を取るものとする。
3. この警告書は**第一次警告書**である。
4. 以上、十分に考慮すること。

投資調整庁長

.....

複写：

1. 運輸大臣
2. 運輸省局長各位
3. 空港当局／港湾当局／港長港湾当局／港湾実施ユニット
4. インドネシア物流・フォワーダー協会中央理事会
5. インドネシア物流・フォワーダー協会地方理事会

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

例 9 a

作成地、日付

番号：

添付：

件名：第二次警告書

PT. (会社名)

代表取締役殿

(会社住所)

1. 当方からの(月 日)付、第____号、第一次警告書について、
2. 当方が把握しているデータに基づき、今日に至るまで貴社は、_____に関する運輸大臣規則第 PM_____号_____年の第____条の義務を果たしていない。即ち、
「_____」
3. _____に関する運輸大臣規則第 PM_____号_____年の第____条第____文及び第____文に基づき、本状の発行後 1 ヶ月以内にもまだ貴社が上記第 1 文で述べる義務を果たさない場合には、現行法の規定に従い更なる処分を取るものとする。
4. この警告書は**第二次警告書**である。
5. 以上、十分に考慮すること。

投資調整庁長

.....

複写：

1. 運輸大臣
2. 運輸省局長各位
3. 空港当局／港湾当局／港長港湾当局／港湾実施ユニット
4. インドネシア物流・フォワーダー協会中央理事会
5. インドネシア物流・フォワーダー協会地方理事会

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

例 10a

作成地、日付

番号：

添付：

件名：第三次警告書

PT. (会社名)

代表取締役殿

(会社住所)

1. 当方からの(月 日)付、第____号、第一次警告書及び(月 日)付、第____号、第二次警告書について、
2. 当方が把握しているデータに基づき、今日に至るまで貴社は、_____に関する運輸大臣規則第 PM_____号_____年の第____条の義務を果たしていない。即ち、
「
_____」
3. _____に関する運輸大臣規則第 PM_____号_____年の第____条第____文及び第____文に基づき、本状の発行後1ヶ月以内にもまだ貴社が上記第1文で述べる義務を果たさない場合には、現行法の規定に従い更なる処分を取るものとする。
4. この警告書は**第三次警告書**である。
5. 以上、十分に考慮すること。

投資調整庁長

.....

複写：

1. 運輸大臣
2. 運輸省局長各位
3. 空港当局／港湾当局／港長港湾当局／港湾実施ユニット
4. インドネシア物流・フォワーダー協会中央理事会
5. インドネシア物流・フォワーダー協会地方理事会

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

例 11a

作成地、日付

番号：

添付：

件名：輸送手続きサービス営業許可書の凍結

PT. (会社名)

代表取締役殿

(会社住所)

1. PT (会社名) の輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) について、
 - a. 輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) 第 _____ 号
 - b. 日付 _____
2. 貴社は、輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則第 PM _____ 号 _____ 年の要件を果たしていない。即ち、
「第 _____ 条： _____」
3. 現行法に従い、貴社は連続して 3 回の警告書処分を受けている。即ち、
 - a. 第一次警告書第 _____ 号、(日付) _____
 - b. 第二次警告書第 _____ 号、(日付) _____
 - c. 第三次警告書第 _____ 号、(日付) _____
4. 上記に関連し、輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則第 PM _____ 号 _____ 年に従い、本状を持って、本状の発行日より、貴社はインドネシア _____ における、輸送手続きサービス実施の如何なる活動禁止を通知する。
5. この凍結書発行後 1 ヶ月以内にもまだ貴社が上記第 2 文で述べる規定を満たさない場合には、貴社の輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) を取消すものとする。
6. 以上、十分に考慮すること。

投資調整庁長

.....

複写：

1. 運輸大臣
2. 運輸省局長各位
3. 空港当局／港湾当局／港長港湾当局／港湾実施ユニット
4. インドネシア物流・フォワーダー協会中央理事会
5. インドネシア物流・フォワーダー協会地方理事会

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

例 12a

輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) の取消
に関する
投資調整庁長決定
第： 号

- a. 輸送手続きサービス会社の PT (会社名) は、投資調整庁へ _____ を報告する義務を怠ったため、 _____ に関する運輸大臣規則第 PM _____ 号 _____ 年の第 _____ 条第 _____ 文の規定を満たしていない；
- b. 当該会社に対し、連続して 3 回の警告書処分と、営業許可書の凍結書第 _____ 号 (日付) を発行済みである；
- c. 上記に関連し、PT (会社名) の輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) 第 _____ 号、 _____ (日付) を取消す必要があること；
- を検討し、

1. _____ ；
2. _____ ；
3. 輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則第 PM _____ 号 _____ 年

を鑑み、

1. 投資調整庁長第一次警告書第 _____ 号 (日付) _____ ；
2. 投資調整庁長第二次警告書第 _____ 号 (日付) _____ ；
3. 投資調整庁長第三次警告書第 _____ 号 (日付) _____ ；
4. 投資調整庁長発行、PT (会社名) の輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) 第 _____ 号、 _____ (日付) の凍結書第 _____ 号、 _____ (日付) を考慮し、

PT (会社名) の輸送手続きサービス営業許可書 (SIUPJPT) の取消に関する投資調整
庁長決定
を決定する。

その一：投資調整庁長決定第 _____ 号、 _____ (日付) に基づき、PT (会社名) の輸送手続き
サービス営業許可書 (SIUPJPT) を取り消す。

- a. 会社名 : PT. _____
- b. 会社住所 : Jl. _____
- c. SIUPJPT 番号、日付 : _____ 日付 _____

その二： PT （会社名） に対し、輸送手続きサービス営業許可書（SIUPJPT）の原本を投資調整庁へ返却することを義務づける。

その三：この決定は決定日より有効とし、本決定に誤りが認められた場合には必要に応じて訂正するものとする。

決定地：
決定日：
投資調整庁長

.....

複写：

1. 運輸大臣
2. 運輸省局長各位
3. 空港当局／港湾当局／港長港湾当局／港湾実施ユニット
4. インドネシア物流・フォワーダー協会中央理事会
5. インドネシア物流・フォワーダー協会地方理事会
6. インドネシア荷役会社協会支部理事会

インドネシア共和国運輸大臣

[署名]

イグナシウス・ジョナン

写しは原本のとおりである

法務・国際協力局長

(署名)

スリ・レスタリ・ラハユ

第1級指導員 (IV/c)

公務員番号：19620620 198903 2 001

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。